

令和5年

12月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和5年12月定例総会 会議録

1 日 時 令和5年12月12日（火） 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（25名）

	2番	後藤 保喜	委員	3番	池田 良之	委員		
4番	大場 重樹	委員	5番	石川 渡	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	吉高祐二郎	委員	8番	五十嵐弘樹	委員	9番	佐藤 秀之	委員
10番	飯塚 将人	委員	11番	佐藤 晴子	委員			
13番	尾形 大介	委員	14番	樋口 準二	委員	15番	佐々木浩希	委員
			17番	高橋 公基	委員	18番	三浦ひとみ	委員
19番	佐藤 利篤	委員	20番	阿部 香美	委員	21番	土田 治夫	委員
22番	伊藤 正行	委員				24番	伊與田明子	委員
25番	川村 恵実	委員	26番	齋藤 均	委員	27番	佐藤 耕造	委員
28番	田村 晴久	委員	29番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（4名）

1番	莊司太一郎	委員	12番	兼山 宏勝	委員	16番	佐藤 浩良	委員
23番	佐々木治人	委員						

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠
調整主任 元木由紀子
会計年度任用職員 後藤重明 調整主任 齋藤敏夫 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第4条届出書の受理について
3. 農地法第5条届出書の受理について
4. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
5. 解約
6. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第49号 農用地利用集積計画について

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

おはようございます。

それでは、ただいまから令和5年12月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

総会の開会に当たり、齋藤均会長より挨拶を申し上げます。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○村岡事務局長

どうもありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めることとなっております。それでは、齋藤会長、よろしくお願ひいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席は、1番、荘司太一郎委員、12番、兼山宏勝委員、16番、佐藤浩良委員、23番、佐々木治人委員です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は議長にご一任願ひます。

議事録署名委員に、4番、大場重樹委員、5番、石川渡委員の両名にお願ひいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について17件、2、農地法第4条届出書の受理について1件、3、農地法第5条届出書の受理について1件、4、農地の現況等に係る照会に対する回答について4件、5、解約4件、6、農地法第18条第6項の規定による通知受理について28件、以上、55件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、願ひします。

○2番 後藤保喜委員

2番、後藤保喜です。

8 ページ、9 ページの工業用地の造成について、おおむね4 町歩ほどの田が工業用地に替わるわけなんですけれども、市街化区域の農地は、農業委員会の意見を求めなくてもいいということなんでしょうか。

○齋藤 均 議長

事務局、説明をお願いします。

○安倍農地係長

市街化区域内の農地は、都市計画と農林漁業との利用調整が済んでいる土地になりますので、許可不要となり届出になります。

○齋藤 均 議長

後藤委員。

○2 番 後藤保喜委員

それには、400ヘクタールであろうが、4反歩であろうが、面積は全く関係ないということですか。

○齋藤 均 議長

事務局、お願いします。

○安倍農地係長

面積要件はなく届出になります。

○齋藤 均 議長

後藤委員。

○2 番 後藤保喜委員

ありがとうございます。

○齋藤 均 議長

ほかにごございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第47号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第47号 農地法第3条の規定による許可申請については、10件の許可申請がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、18ページをご覧ください。

なお、今回、農地法第3条の許可申請については、全ての案件において、要件欄に記載のあります

とおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田51番、52番、53番は関連で、同じ受け人となります。

酒田51番が宮海の田3筆、その他使用貸借権の設定となります。

酒田52番、宮海の田1筆、酒田53番も宮海の田1筆ですけれども、その他貸借権の設定で、10アール当たり8,000円となっております。

続きまして、酒田54番、55番は関連となります。

酒田54番、浜中の畑3筆、経営移譲のための使用貸借権の設定です。酒田55番についても、浜中の畑3筆、経営移譲のための使用貸借権の設定です。

酒田56番、57番、58番、59番は関連となりまして、同じ受け人となります。

酒田56番がその他使用貸借権の設定で、農業者年金の伴わない経営移譲となります。

酒田57番が広野の田2筆、その他貸借権の設定で、10アール当たり1万円です。

酒田58番、広野の田1筆、その他貸借権の設定で、10アール当たり1万円です。

酒田59番、広野の田7筆、その他貸借権の設定で、10アール当たり8,000円となります。

平田地区、お願いします。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田6番です。大宮町、〇〇、堀野内、〇〇。堀野内の畑1筆、贈与による所有権移転です。受け人は、自宅近くにあった堀野内の畑を自作しておりましたが、数年前に、その場所に娘夫婦の住宅を建設しています。その娘夫婦の住宅の隣に、今回の譲渡人の農地があり、住宅建設後からは譲渡人の農地に野菜を中心に作付して管理しておりました。

このたび、譲渡人の要望などもあり、この農地の3条許可申請したものです。新規就農扱いとなりますので、別添資料2ページより、就農エントリーシートを提出していただいておりますのでご覧ください。譲受人は健康のために、これからも野菜をつくり続けたいと意欲を見せております。また、別添資料4ページには、許可の判断基準である農地利用についての確認書の提出もあり、許可基準に該当するものと考えます。

以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第47号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告します。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

ご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第47号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第47号については許可決定といたします。

◎議第48号 農地法第5条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第48号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第48号 農地法第5条の規定による許可申請については、3件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

農地法第5条の規定による許可申請です。

酒田15番、上興野の畑1筆、転用事由が住宅敷地、使用貸借権の設定です。農地区分は、公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地ということで、二種農地として判断しております。許可基準が、日常生活に必要な施設で、集落に接続で許可可能と判断しております。

別紙資料の図面をご覧ください。

別紙資料の5ページ、6ページが図面になります。

場所は、北平田地区の上興野集落の北東に位置する三角形の畑となります。

字限図をご覧ください。三角形の畑の下の42番に渡し人の母屋がありまして、今回、法人名になっておりますけれども、渡し人の姉が、住宅を新築して、母親と一緒に住むという計画になっております。

続きまして、議案に戻りまして、酒田16番、坂野辺新田の畑で合計31筆、1万2,042平米です。転用事由が砂採取、賃貸借権の設定です。農地区分は農振農用地となります。許可基準が、1年間の一時転用となります。採取量は3万7,291立米、最大掘削深が9.4メートルの計画となっております。別紙資料の図面、7ページ、8ページをご覧ください。

場所が袖浦地区の坂野辺新田字地続山です。字限図をご覧ください。申請地を赤線で表示しています。8ページの全体計画図をご覧ください。今回の申請が5期目ということになります。

9ページから13ページには、営農に関する確約書ということで提出いただいております。こちらは、カキ、イチジクを栽培するという計画になっております。

続きまして、平田地区お願いします。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田5番です。譲渡人は砂越の〇〇から、譲受人は飛鳥の〇〇、〇〇です。申請地は砂越楯之内、田1筆と畑1筆、合計89平方メートルです。申請目的は住宅敷地、新築住宅1棟、駐車場、庭敷地、通路として利用するものです。権利は所有権移転、農地区分は白地で第二種農地の判定をしております。判断基準としては、ほかの農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない、小

集団の生産性の低い農地であるというものです。許可基準は、日常生活に必要な施設で、集落に接続しているというものです。

別添資料にあります。10アール当たりの売買価格は1,952万3,000円です。

同じく、別添資料、14ページ、15ページをご覧ください。

14ページの位置図をご覧ください。

砂越駅からは直線距離で200メートル強の場所になります。15ページの案内図をご覧くださいと、申請箇所は住宅街の中で、庄内大橋に続く県道砂越余目線沿いの場所になります。

14ページ下の字限図をご覧ください。

今回の転用は、黒の枠で囲まれた2筆です。申請地の西側に177-2があります。この177-2とその北側、177-1の地目は宅地です。転用申請地と177-2の宅地を併用し、合計面積297.09平方メートルに一般住宅を新築しようとするものです。

また、申請地の地目に田が1筆ありますが、申請人より、土地改良区の区域内での説明がございました。申請地の周りには北側177-1と、176-2は譲渡人の土地で、それ以外は水路と道路に囲まれ、農地はございません。

それでは、スライドでご説明いたしますので、審議の参考にしていただきますようご覧ください。

(スライドを映写)

スライドは以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第48号 農地法第5条の規定による許可申請については、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見があったことを報告します。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認します。

酒田15番の現地報告を27番、佐藤耕造委員よりお願いします。

○27番 佐藤耕造委員 27番、佐藤です。

12月4日に、事務局2名と現地を確認しました。実家の北側に当たる敷地でした。近くに農地もありませんし、実際、その場所ではありますが、作物もあまり植えられていないような状況でしたので、支障はないかなと思います。ご検討、よろしくをお願いいたします。

○齋藤 均 議長

続いて、酒田16番の砂採取案件については、地元委員の確認のほか、砂利対策協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。

続いて、平田5番の現地報告を21番、土田治夫委員よりお願いします。

○21番 土田治夫委員

21番、土田です。

11月30日に、事務局と私の4名で現地確認を行いました。県道余目線というのは俗に言うスーパー農道です。その道路沿いに住居を新築するということで、周囲には影響はございません。ということで、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○齋藤 均 議長

ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第48号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第48号については許可決定といたします。

◎議第49号 農用地利用集積計画について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第49号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第49号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転3件、(2)所有権の移転(中間管理事業、同時設定の特例)2件、(3)利用権の設定43件、2、農地中間管理事業、(1)利用権の設定151件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。

議案の詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、23ページをご覧ください。

今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元農業委員からあらかじめ確認をさせていただいております。

それでは、1、一般事業、(1)所有権の移転です。

上田2番、3番は関連で、同じ譲受人で認定農業者となります。共に吉田の田1筆、10アール当たりの対価が50万円、移転の時期、支払い時期が共に令和5年12月18日となっております。上田2番が総額12万7,000円、上田3番が総額12万5,000円となります。

続きまして、東平田3番、生石北沢の田4筆、10アール当たりの対価が41万6,753円で、総額400万円からの割り返しとなっております。移転の時期、支払い時期が令和5年12月20日で、譲受人の方はあっせん登録者となります。登記地目は田になっておりますが、現況が畑ということになります。次に、24ページ、1番、一般事業、(2)所有権の移転(中間管理事業、同時設定の特例)です。同時設定の特例は、譲受人が法人の構成員であるために、売買と同時に法人へ貸付けを行う必要があるため、所有権移転と利用権設定を同時に行うものです。

今回の同時設定の特例は2件で、1件目は北平田1番、漆曾根の田2筆、合計986平米です。所有権移転の譲受人は、法人の構成員である漆曾根の〇〇で、10アール当たりの対価が55万円、移転の時期、支払い時期は共に12月20日です。利用権設定の借受人は、農事組合法人ファーム北平田で、賃借料は1万円、契約期間は10年となります。

2件目は、新堀1番、門田の田2筆、合計430平米です。所有権移転の譲受人は、法人の構成員である門田の〇〇で、10アール当たりの単価は45万円、移転の時期、支払い時期は共に12月20日です。利用権設定の借受人は農事組合法人かどたで、賃借料は1万円、契約期間は10年となります。同時設定の特例は以上です。

次に、25ページ、一般事業の利用権の設定です。

西荒瀬3番、1万円の10年の新規設定です。

本楯4番、3,000円の10年の更新です。

上田4番、1万円の2年の新規です。

上田5番、1万円の30年の更新です。

東平田6番、1万円の10年の更新です。

中平田18番、1万円の10年の新規です。

中平田19番、20番は関連で、同じ借受人になります。共に1万円の10年の更新です。

中平田21番、1万円の10年の新規です。

中平田22番、1万円の1年の新規です。

中平田23番、1万円の10年の更新です。

酒田5番、1万円の5年の更新です。

浜中9番、8,000円の10年の新規です。

八幡地区、お願いします。

○八幡総合支所 後藤事務員

続いて、八幡地区です。

八幡50番から、八幡65番まで16件となっております。

八幡50番、市条と南平沢の田2筆について、1万円で5年間になります。新規になります。

八幡51番、更新になりまして、大台野の畑1筆、5,000円で3年間になります。

次のページ、八幡52番、常禅寺と麓の田3筆、2,500円と5,000円で10年間の新規になります。

八幡53番、麓の田1筆、1万円で10年間、こちらも新規になります。

八幡54番、北青沢の田1筆について、物納10アール当たり24.7キログラムで、10年間の更新になります。

八幡55番から、八幡60番までは関連になります。

55番、56番の貸し人、〇〇の離農によるもので、所有地と借受け地を解約とした上で、55番の〇〇、56番の〇〇に分割して貸付けを行うものになります。

55番は大蔵の田2筆、8,000円で10年間。

56番は、大蔵の田1筆、8,000円で10年間になります。

八幡57番、58番は、貸し人が同一です。57番については、2筆を8,000円で10年間。58番については、田1筆を5,000円で10年間。

59番も、大蔵の田2筆を8,000円で10年間。

八幡60番についても、大蔵の田2筆、6,000円で10年間、いずれも新規になります。

八幡61番と62番が関連になります。61番の貸し人、〇〇の離農に伴うもので、いずれも受け人は吉田新田の〇〇になります。

八幡61番は、寺田の田6筆を1万円で30年間。

八幡62番は、市条の田2筆を1万円で、30年間になります。いずれも新規になります。

八幡63番、更新になります。北青沢と上青沢の田2筆で、物納で10アール当たり59.6キログラムになります。

八幡64番、65番は借り人が同じで、いずれも更新になります。

64番、大蔵のと青沢の田8筆を8,000円で10年間。65番も、北青沢の田4筆を8,000円で、10年間の更新になります。

八幡は以上です。

○松山総合支所 齋藤調整主任

続いて、松山地区です。

松山40番から松山44番、5件ですが、全て同じ受け人となります。

こちら5件ですが、以前耕作されておりました〇〇が、高齢により離農することから、今まで耕作していた借受地と、〇〇ご自身の所有地を合わせて、こちらを農事組合法人〇〇にお願いするという形になるものです。

30ページ目の松山40番、田2筆、1万1,000円で10年となります。

続きまして、31ページをご覧ください。

松山41番、田12筆、1万円です。10年となります。
松山42番、竹田の田1筆、1万1,000円で10年となります。
続きまして、松山43番、竹田の3筆、1万円です。10年となります。
続きまして、松山44番、田1筆、1万円です。10年となります。いずれも新規となります。
以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田です。
平田59番、こちらは賃借料5,000円で10年の更新となっております。
続きまして、平田60番、4,000円で5年の更新です。
平田61番、9,000円で15年の更新です。
平田62番から64番まで同じ受け人になります。ゼロ円の5年の更新です。
平田65番と66番、同じ渡し人になります。賃借料が1万円、20年の更新です。
平田67番、こちらは賃借料1万円と1,000円となっております。10年の更新です。
以上です。

○安倍農地係長

次に、34ページ、2番、農地中間管理事業、(1) 利用権の設定です。
こちらの農地中間管理事業の案件につきましては、農地利用集積センター本店会議を9月12日に開催して、そちらのほうで承認をいただいた内容と同様となっておりますので、この場所での一件一件の説明は割愛したいと思います。案件の合計が151件、筆数の総数が485筆、面積が132万5,012.22平米となります。
説明は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。
議第49号 農用地利用集積計画についてですが、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見があったことを報告します。

○齋藤 均 議長

議案の件数が多いので、審議の前に精査のための時間を設けたいと思います。
2分間の黙読をお願いします。

(黙読)

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入ります。
初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。
議事参与制限に該当する案件として、4番、大場重樹委員、10番、飯塚将人委員、14番、樋口準二委員、15番、佐々木浩希委員、27番、佐藤耕造委員、29番、遠田裕己委員が該当する案件があります。
6名に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時26分 再開

○齋藤 均 議長 再開します。

議事参与の制限がかかる案件について、議案書のページと番号を申し上げます。
所有権の移転(中間管理事業、同時設定の特例)

24ページ、北平田1番。
中間管理事業、利用権の設定。
35ページ、南遊佐18番。
37ページ、本楯14番、15番、16番、17番。
38ページ、本楯18番、20番、21番、22番。
39ページ、本楯23番、24番。
40ページ、本楯29番、31番。
41ページ、本楯35番。
42ページ、本楯38番、39番、40番、41番。
43ページ、上田9番、10番。
55ページ、八幡34番。
57ページ、八幡44番について、ご質問、ご意見のある方お願いします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、所有権の移転(中間管理事業、同時設定の特例)、北平田1番及び中間管理事業、利用権の設定、南遊佐18番、本楯14番、15番、16番、17番、18番、20番、21番、22番、23番、24番、29番、31番、35番、38番、39番、40番、41番、上田9番、10番、八幡34番、44番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案23件について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、これら23件について計画決定といたします。

ここで、4番、大場重樹委員、10番、飯塚将人委員、14番、樋口準二委員、15番、佐々木浩希委員、27番、佐藤耕造委員、29番、遠田裕己委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時29分 休憩

午前10時29分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の議案以外を計画決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を計画決定といたします。

以上により、議第49号については全て計画決定となりました。

◎閉 会

以上をもちまして、令和5年12月定例総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時30分 閉会